

越谷市公共施設LED化事業
公募型プロポーザル
実施要領

令和8年（2026年）3月
越谷市

越谷市公共施設LED化事業 公募型プロポーザル 実施要領

1 事業の趣旨.....	1
2 事業概要	1
3 事業費上限額	1
4 プロポーザル参加の要件と資格.....	2
5 事業全体スケジュール（予定）	4
6 質疑応答	4
7 参加表明書及び参加資格確認書類の受付	5
8 配布資料	6
9 企画提案書作成要領	6
10 審査方法	7
11 その他	10
12 契約に関する事項	11
13 事務局	12

1 事業の趣旨

越谷市（以下「本市」という。）では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和3年度（2021年度）に越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減について、令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）を基準年度として、51%以上削減することを目標に掲げ具体的施策を推進している。また同計画において、公共施設のLED化については、令和12年度（2030年度）までに導入割合を100%とすることを目標に掲げている。

本事業は、当該計画の推進を図るとともに、令和9年（2027年）に蛍光灯が生産・輸出入ともに全面禁止となる国際的な背景も踏まえ、公共施設における照明設備のLED化を民間事業者のノウハウや技術を活用しながら、省エネと排出量削減を図ることを目的とし、設備機器の改修工事及び維持管理等を含めた一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、公募を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った参加者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い合意に至った場合、事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

越谷市公共施設LED化事業

(2) 対象施設及び対象設備

32施設（別紙「対象施設一覧」のとおり）

(3) 事業の内容

「(2) 対象施設一覧」に掲げる公共施設の照明設備に係るLED化改修工事及び維持管理・省エネルギー効果検証業務

(4) 契約方式

ESCO事業（ギャランティード・セイビングス方式（自己資金型））

本業務におけるESCO事業は、参加者（ESCO事業者）の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本市が調達するギャランティード・セイビングス方式を用いる。

(5) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

3 事業費上限額

提案額が次の各金額を超えた場合は、失格とする。なお、当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

(1) ESCO事業費総額：824,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

① 改修工事費

契約締結日から令和10年3月31日まで 815,000,000円

② 維持管理・省エネルギー効果検証費

令和10年4月1日から令和13年3月31日まで 9,000,000円

※本契約に係る予算等が本市議会で承認されなかった場合、契約は締結しない。

(2) 契約締結後の支払条件

① 前払金

あり。(設計部分については、設計部分の請負代金額が100万円以上の場合で請負代金額の10分の3以内とする。工事部分については、工事部分の請負代金額が500万円以上の場合で請負代金額の10分の4以内とする。なお、双方1万円未満の端数は切り捨てとする。)請求手続きについては、越谷市前金払取扱要綱(平成3年告示第25号)第4条の規定による。

② 中間前払金

工事部分のみあり。(請負代金額が500万円以上の場合で、請負代金額の10分の2以内とする。また、1万円未満の端数は切り捨てとする。)請求手続きについては、越谷市中間前金払取扱要綱(平成26年告示第101号)第7条の規定による。

4 プロポーザル参加の要件と資格

(1) 参加条件

参加者は本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者又はグループ(複数の企業の共同体)とする。

- ① グループで応募する場合は、事業役割を担う代表企業を1者選定し、その代表企業が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。また、参加表明時は、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ② 本業務を他に委託又は請け負わせる場合は、本市との契約時までに適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の了承を得ること。

(2) 参加者の役割

参加者は、ESCO事業者として次の役割をすべて担うこと。グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

① 事業役割

本市との対応窓口となり契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負い、削減量が達成できない場合には補償措置を講じること。

② 設計役割

詳細調査及び設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。

③ 施工役割

施工に関する業務を全て実施すること。

④ その他役割

維持管理や省エネルギー効果検証等の本事業の遂行に必要なその他業務を実施すること。

(3) 参加者の要件

参加者は、本市との契約締結までに次の要件をすべて満たすこと。

① 事業役割を担う構成員の要件

ア 埼玉県電子入札共同システムに登録されていること。

イ 直近5年度以内に国、地方公共団体のESCO、リース又は工事に係るLED化事業(元

請の場合に限る。)を受託した実績(1契約において対象施設が32を超えるものに限る。)を有すること。

ただし、複合施設においては、機能毎に別施設として実績を計上しても構わないこととし、E S C Oの実績に限り、現在契約期間中の内容を含むものとする。

② 設計役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

ア 埼玉県電子入札共同システムに登録されていること。

イ 直近5年度以内に国、地方公共団体のE S C O、リース又は工事に係るL E D化事業の設計業務を行った実績を有すること。

③ 施工役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

ア 埼玉県電子入札共同システムにおいて、業者種別「工事」かつ営業種目「電気」として登録されている業者で構成されていること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

(4) 参加者の資格

本プロポーザルの参加資格を有する者は、参加表明書の提出時点において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

② 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成30年告示第349号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

③ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成9年告示第8号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

④ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱(平成26年告示第202号)に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。

⑤ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特にプロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。

⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。

⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5 事業全体スケジュール（予定）

（1）本事業は、次の日程で行う。

	項目	日程
1	ホームページ上での公募開始	令和8年3月2日（月）
2	質問書の受付①	令和8年3月2日（月）～3月13日（金）
3	質問書に対する回答の公表①	令和8年3月23日（月）
4	参加表明書の提出	令和8年3月2日（月）～3月27日（金）
5	参加資格確認結果の通知	令和8年4月3日（金）
6	現場調査	令和8年4月6日（月）～5月1日（金）
7	質問書の受付②	令和8年4月27日（月）～5月8日（金）
8	質問書に対する回答の公表②	令和8年5月15日（金）
9	辞退届の提出期限	令和8年5月22日（金）
10	企画提案書の提出期限	令和8年5月18日（月）～6月5日（金）
11	プロポーザル審査選定委員会	令和8年6月23日（火）～6月24日（水）
12	審査結果通知	令和8年6月30日（火）
13	現地調査・仕様協議	令和8年7月1日（水）～7月24日（金）
14	仮契約	令和8年7月末頃
15	契約	令和8年10月上旬頃
16	LED化改修工事	契約締結日から令和10年3月31日まで
17	LED照明器具の維持管理等	令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

※ このスケジュールは変更する場合がある。

6 質疑応答

本実施要領、要求水準書等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。質問は提案書作成に係る内容についてのみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。質問内容及び回答については、本市ホームページに掲載する。

（1）提出期限

（第1回受付）令和8年3月13日（金）17時まで（必着）

（第2回受付）令和8年5月 8日（金）17時まで（必着）

（2）提出先

「13 事務局」のとおり

（3）提出方法

電子メールとする。なお、電子メールの送信の際は件名を「越谷市公共施設LED化事業実施要領等に対する質問」と記載し、メール送信後、受信確認の電話をすること。グループで参加の場合は、同一グループ内事業者間で質問が重複しないよう、代表企業において質問を取りまとめて送付すること。

（4）提出書類

質問書（様式1）

（5）回答方法

それぞれ以下日時まで、本市ホームページに回答を掲載する。

(第1回受付) 令和8年3月23日(月) 17時まで

(第2回受付) 令和8年5月15日(金) 17時まで

(6) 留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。

また、質問の内容は明確に記載すること。

7 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

本事業のプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月27日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出先

「13 事務局」のとおり

(3) 提出方法

持参又は書留郵便

(4) 提出書類

① 参加表明書(様式2の1)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

② グループ構成表(様式2の2)【グループで応募する場合】

グループの各構成員の役割を記入すること。参加時の構成員全てがESCO事業者の構成員となるよう共同企業体を結成すること。また、本市との契約締結までに構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを提出すること。

③ 参加者概要(様式3)

損益計算書、貸借対照表について、直近3期分を添付すること。グループで応募する場合は各構成員についてそれぞれ書類を作成、添付すること。

④ ESCO関連事業実績一覧表(様式4)

グループで参加の場合は、事業役割を担う参加者で作成し提出すること。

⑤ LED化事業設計実績一覧表(様式5)

グループで参加の場合は、設計役割を担う参加者で作成し提出すること。

⑥ LED化事業工事实績一覧表(様式6)

グループで参加の場合は、施工役割を担う参加者で作成し提出すること。

⑦ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式7の1)・役員等氏名一覧表(様式7の2)

グループで参加の場合は、全ての構成員が提出すること。

⑧ 交付3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(写)

グループで参加の場合は、全ての構成員が提出すること。

⑨ 納税証明書

前年度の法人事業税、消費税及び地方消費税、市税の納税証明書を各1通綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加資格要件の確認は、様式2の1の参加表明書の提出日をもって行うものとし、その結果は、参加資格の有無にかかわらず、「参加資格確認通知書（様式8）」により、令和8年4月3日（金）までに電子メールにて参加者（代表企業）に通知する。

(6) 参加の辞退

様式8の参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和8年5月22日（金）17時までに提案辞退届（様式9）を持参又は書留郵便により提出すること。持参の場合は事前に事務局へ連絡し、日程調整すること。書留郵便の場合は提出期限まで必着とする。

8 配布資料

(1) 本市ホームページからダウンロードするもの

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 提出書類様式
- ③ 要求水準書
- ④ 対象施設一覧表

(2) 参加資格確認通知書を受けた者へ配布するもの

- ① 既存照明リスト
- ② 設計図面（19施設）

※配布方法等については、上記対象者に別途連絡する。

9 企画提案書作成要領

(1) 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先

「13 事務局」のとおり

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による。持参の場合は事前に事務局へ連絡し、日程調整すること。
書留郵便の場合は提出期限まで必着とする。

(4) 提出書類

提出書類は提案書提出届（様式10）を表紙とし、目次、本編、別紙、見積書の順に製本し提出すること。なお、提出書類は正本1部、副本7部とし、提出書類の電子データ（PDF ファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROM または DVD-ROM）を1部提出するものとする。

副本には、企業名、住所、ロゴマーク等の参加者が特定できる表示を記載しないこと。

また、次に掲げる事項に則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

- ① 企画提案書（様式10の1～10の6）

- ア グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。
- イ 様式10の1「4.事業費等」に係る記載のうち、計画（設計費）については、「8 配布資料（2）参加資格確認通知書を受けた者へ配布するもの ② 設計図面（19施設）」の設計図面があることも加味し積算すること。
- ウ 様式10の2～10の6については、「8 配布資料（2）参加資格確認通知書を受けた者へ配布するもの ① 既存照明リスト」を参照し作成すること。

② 目次

事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

③ 本編

- ア 「10 審査方法（2）評価方法及び評価基準 ②評価基準」に示す内容を記載し、審査項目に該当する記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。
- イ 事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。
- ウ ページ番号を記載すること。
- エ 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- オ 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- カ 記載内容については、要求水準書を参照するとともに、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

④ 見積書（様式12）

- ア （1）改修工事費（令和8年度・令和9年度）のうち、計画（設計費）については、「8 配布資料（2）参加資格確認通知書を受けた者へ配布するもの ② 設計図面（19施設）」の設計図面があることも加味し積算すること。
- イ 用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。
- ウ 「3 事業費上限額」の範囲内で本業務に係る事業費の見積を作成すること。また、見積については、様式10の1「4.事業費等」と整合の取れた金額とすること。
- エ ページ番号を記載すること。
- オ 正本には、代表者印を押印すること。

⑤ 別紙

- ア 提出書類「③～④」に関係する根拠資料、別図、仕様書を添付できるものとする。
別紙毎に通し番号を記載し、提出書類「③～④」の対応箇所に別紙の番号を記載すること。
- イ 事業者の様式によること。

※ 審査の結果、優先交渉権者となった場合、提案内容に基づいて、仕様等に関する詳細協議を行う。

10 審査方法

（1）基本事項

審査は、本市が設置する公共施設LED化事業公募型プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審

査を基に総合的に評価し、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

- ① 本件プロポーザルは、業務における取組方法、ノウハウ等について提案を求めるものであり、本業務内容についての最終成果品の提案を求めるものではない。
- ② 選定委員会は、非公開とする。
- ③ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を特定しないものとする。

(2) 評価方法及び評価基準

① 評価方法

選定委員会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、参加者が優先交渉権者として適当かどうか各委員が意見を表明するとともに、各委員の評価点を集計し、その合計点が高い順に優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、有効な提案が1つに限られる場合でも選定委員会は実施する。

② 評価基準

参加者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目についてそれぞれ評価し、評価点を算出する。評価点数の合計が満点の6割に満たない場合は、失格とする。評価点が最高点となった参加者が複数の場合は、見積金額が安価な参加者を優先交渉権者とする。

審査項目	配点	主な様式番号
企業の評価に関する項目		
① ESCO事業等による公共施設LED化事業の実績があるかどうか。	10	第4号～第6号
提案の評価に関する項目		
② 設計は、適切な現地調査により行われているか。また、使用器具は、品質や安全性が確保されているか。	10	第10号の2
③ 施工体制は、事業を行うために適切な人員配置・安全配慮等がなされているか。また、施工計画は、施設運営状況等を考慮した工事工程となっているか。	20	第10号の3
④ 維持管理計画は、事業開始後の修繕・維持管理の体制が確立されているか。	5	第10号の4
⑤ 電力使用量の削減効果の効果検証方法は適切か。また、削減効果を下回った場合の措置は適切か。	5	第10号の4
⑥ 環境配慮について、地球温暖化対策に貢献しているか。また、既存設備の撤去・産廃に関する対応は適切か。	10	第10号の5
地域貢献に関する項目		
⑦ 市内事業者を活用し、地域経済に配慮しているか。	10	第10号の6
価格提案に関する項目		
⑧ 提案内容が適切に計上され、安価かつ妥当性のある金額となっているか。	30	第10号の1、第12号
合計	100	-

【評価点凡例】

(審査項目①～⑦について)

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、下記のとおり評価を行う。

5点満点 (5 : 大変優れている 4 : 優れている 3 : 普通 2 : 少し劣る 1 : 劣る)

10点満点 (10 : 大変優れている 8 : 優れている 6 : 普通 4 : 少し劣る 2 : 劣る)

20点満点 (20 : 大変優れている 16 : 優れている 12 : 普通 8 : 少し劣る 4 : 劣る)

(審査項目⑧について)

提出された見積書について、下記のとおり評価を行う。

$30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の} 70\%) / \text{委託料限度額} \} \times 100$

なお、1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。

また、委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。

(3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーション及び選定委員会委員による

ヒアリングを行う。

① 実施予定日

令和8年6月23日（火）～6月24日（水）

② 提案者側の出席人数

出席人数は6名以内とし、グループ構成員に限る。

③ 所要時間

参加者1グループにつき概ね40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）

ア 内容

企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。

イ その他

プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加者に対して別途通知する。

プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

（4）審査結果の通知等

審査結果については、令和8年6月30日（火）までに全ての参加者に対して、企画提案審査結果通知書（様式11）により、文書にて本市から参加者（代表企業）に通知する。

また、審査結果に対する理由についての説明は書面により求めることが出来る。

審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。

（5）審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

① 提出書類

任意の様式による書面（A4判）

② 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内の17時までとする。

③ 提出先

「13 事務局」のとおり

④ 回答

書面にて回答する。

11 その他

（1）企画提案書等の取り扱い

① 企画提案は、1者又は1グループにつき1案のみとする。

② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

③ 参加者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

④ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断

により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。

- ⑤ 提出された企画提案書等は、越谷市情報公開条例第2条に規定する行政文書に該当し、同条例第6条の公開請求があった場合、企業の利益を損なう部分を除き公開の対象となる。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は参加者に帰属するものとし、本件プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。
- ⑧ 企画提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は情報公開等のために複製を作成することがある。
- ⑨ 優先交渉権者と仮契約を締結した後は、優先交渉権者の企画提案書等を、成果品が納品されるまで関係者の閲覧に供するものとする。
- ⑩ 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、優先交渉権者選定後に締結する契約に反映する。その履行については、施工中はもとより、維持管理・効果検証及び保証段階においても、その義務を負うものとする。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、本市は、優先交渉権者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

(2) 失格事項

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ① 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③ 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑤ 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- ⑥ 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合
- ⑧ 審査結果発表までに参加者が参加者の資格を満たさなくなった場合
- ⑨ その他選定委員会が不適合と認める場合

1 2 契約に関する事項

- (1) 本プロポーザルは、優先交渉権者及び次点者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、本市と優先交渉権者で詳細協議して実施するものとする。なお、詳細協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。
- (2) 詳細設計の結果、提案者自身の責に帰する原因により、次点者の提案を下回る内容となった場合、優先交渉権は次点者に移るものとする。提案者自身の責に帰する原因により優先交渉権を失った場合、詳細設計費用を含むそれまでの費用は一切支払わないものとする。
- (3) 優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該優先交渉権は次点者へ移るものとする。
- (4) 優先交渉権者は、本市との協議が整い次第、提案内容の範囲内において業務委託契約を締結するものとする。なお、業務委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。

(5) 契約手続き及び契約書は、越谷市契約規則、その他本市の契約に関する規定に定めるところによる。

1.3 事務局

越谷市環境経済部環境政策課

住 所 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電 話 048-963-9183

メール kankyo@city.koshigaya.lg.jp